外国人労働者の現状と課題

労働者委員 日高 実禎

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、外国人労働者を幅広く受け入れるための、新たに在留資格を検討することを明らかにしました。日本における外国人労働者について、厚生労働省の集計では、届け出が必要となった2007年は49万6千人、2017年は127万8千人、とりわけ2014年以降は急激に増加しています。この数字は、あくまでも届け出のあった労働者の数であり、実数とは、かなり乖離しているのではないかと思います。

外国人労働者の急激な増加は、深刻化する人手不足が要因の一つにあるわけですが、厚生労働省は雇用政策基本方針において、「人口減少への対応については、単純に外国人の受入れで補おうとするような考え方をとるべきではなく、まずは労働者の処遇や労働環境の改善を図り、女性、若者及び高齢者等の国内人材の確保等に最大限努めるべきである。人材不足分野において、労働者の待遇の改善に向けた取組を行わずに外国人を受け入れることは、当該分野における労働環境の改善の機会を逸し、結果として日本人が就かない分野となるおそれがある」との考え方を示しています。

しかし、2017年11月に外国人技能実習法が施行され、実習実施機関に労働基準監督署等が直接、監督指導を実施した事業所の7割以上で労働基準関係法令違反が認められるなど、ワークルールを無視した働かせ方が散見される状況を踏まえれば、日本で働く外国人労働者に対する労働関係法令遵守、人権侵害が発生しない職場環境の整備をおこなったうえで、外国人労働者の受入れに関する新たな在留資格の創設を検討すべきではないかと思います。

また、外国人労働者の労働相談に対応する体制づくりも必要だと思っています。既に、東京都では、英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・韓国語・タイ語・ベトナム語に対応できる相談体制が確立されています。本県でも今後の外国人労働者からの相談状況によっては、検討していく課題になっていくことも想定されますが、残念なことに、私は日本語とかごんま弁しか使えません。

以前のコラムで宮廻会長が人工知能(AI)の進化を寄稿されていましたが、確かに80手前の私の母がスマホのAIと会話している姿をみると、その進歩に驚かされます。AIを活用した会話ツールの導入などは、私たち労働委員会と外国人相談者の架け橋になると思います。その一方であっせんなどでは「人情の機微に触れる」部分に遭遇する場面も多く、解決に向けた労働委員の「人の声」によるものも欠かせない存在です。「労働委員とAIの協働」による解決、そんな時代も近いのかも知れません。